

役員報酬規程

社会福祉法人多摩養育園

役員報酬規程

(総 則)

第 1 条 定款第 8 条第 3 項に基づき、社会福祉法人多摩養育園（以下「法人」という。）の役員報酬については、この規程の定めるところによるものとする。

(報酬支給対象者)

第 2 条 役員報酬の支給対象となる役員は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ①法人正規職員と同等の労働日数および労働時間就業する理事
- ②①に準ずる者として理事会が承認した者
- ③法人の意思決定に関する主たる決裁権限者又は当該権限の主たる受任者。尚、主たる決裁権限を他に委任した者は、ここでは決裁権限者とみなさない。

2 前項にかかわらず、法人職員兼役員で職員給与の支給を受けている者は役員報酬支給対象者から除く。

(役員報酬)

第 3 条 役員に対する報酬は、15,000,000 円を上限とする。支給の方法については、報酬を月額計算し、十二分の一を毎月給与支給日に支払うものとする。端数が生じるときは、3 月給与にて精算する。

- 2 役員報酬は、役割・責任、勤務実態および法人業績を総合的に勘案して、理事会にて個別に決定する。
- 3 個別の役員報酬の具体的年額は、第 1 項の金額を上限として、任期の都度、理事会にて決定する。期中就任により適用期間が 1 年に満たない場合は期間按分により決定するものとする。
- 4 前 3 項に定める支給を受けるものについては「役員等旅費に関する規程」第 2 条に定める旅費等のうち、日当を支給せず、通勤に要する費用については正規職員給与規程または有期雇用契約職員給与規程を準用する。

(実施規定)

第 4 条 この規程に規定するもののほか、実施運用の細部についての必要な事項は、理事長が定める。

(改 正)

第 5 条 この規程を改定する際は、評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 24 日制定 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 8 月 24 日一部改正、平成 19 年 12 月 12 日から適用

平成 20 年 1 月 25 日一部改正、平成 20 年 2 月 1 日から適用

平成 21 年 1 月 30 日一部改正、平成 20 年 9 月 1 日に遡及して適用

平成 21 年 5 月 27 日一部改正、平成 21 年 4 月 1 日に遡及して適用

平成 22 年 6 月 24 日一部改正、平成 21 年 4 月 1 日に遡及して適用

平成 29 年 6 月 21 日一部改正、平成 29 年 6 月 21 日から適用